

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会東京地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 6件

厚生年金関係 6件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 9件

国民年金関係 5件

厚生年金関係 4件

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 22 年 9 月 2 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、23 年 5 月 11 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1 万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 22 年 9 月 2 日から 23 年 5 月 11 日まで

A 社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された勤務証明書及び申立人を記憶している複数の元従業員の供述から判断すると、申立人は、申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

また、上記複数の元従業員は、申立人は正社員で設計の業務を行っており、正社員は全員厚生年金保険に加入していた旨供述しているところ、A 社の担当者は、申立人の業務が設計であれば総合職の正社員であるので、厚生年金保険に加入させていたと思われる旨供述している。

一方、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間において別の会社で厚生年金保険に加入していた者の記録が複数確認できるほか、被保険者記録が後日別紙として書き加えられているなど不自然な記録が散見されるところ、昭和 22 年 8 月 1 日に被保険者資格を取得した者の後は同年 11 月 1 日に取得した者まで確認できないが、厚生年金保険記号番号払出簿によると、同年 9 月から同年 10 月までの期間に、氏名や資格取得日等の記載は無いが同社に対して連番で二人分の番号が払い出されていることが確認でき、このことに関して同社の担当者は、同社で保管する辞令交付帳によると、申立人ともう一人が同年 9 月に入社している旨供述している。

また、上記の申立人と同時期にA社に入社したとされる者に係る厚生年金保険被保険者台帳により、申立人と同様に、昭和 22 年 9 月 2 日にB社において被保険者資格を喪失後、23 年 5 月 11 日に同社において被保険者資格を再取得するまでの間、厚生年金保険の加入記録が無いことが確認できることから、上記払出簿において確認できる氏名等の記載が無い二人分の記録は、申立人及び申立人と同時期に入社した者の記録であると認められる。

さらに、上記被保険者名簿において別の会社で厚生年金保険に加入していた者の記録があることや上記払出簿で払い出されながら当該被保険者名簿に記録が無いことなどの経緯について、管轄年金事務所は不明としており、年金記録の管理が適切に行われていなかったものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 22 年 9 月 2 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、23 年 5 月 11 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和 44 年法律第 78 号）附則第 3 条の規定に準じ、1 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成10年4月30日から同年5月6日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年5月6日であると認められることから、当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を、平成9年4月から同年9月までは9万8,000円、同年10月から10年4月までは11万8,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月1日から10年5月6日まで

A社に勤務していた期間のうち、一部期間の厚生年金保険の加入記録が無く、また、申立期間の標準報酬月額が実際の給与額に見合う標準報酬月額と相違しているため、それぞれ記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元従業員の供述から判断すると、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務していたことが推認できる。

一方、オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額について、当初、平成9年4月の資格取得時において9万8,000円、同年10月の定時決定において11万8,000円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった10年4月30日より後の同年5月6日付けで、遡及して各々9万2,000円に減額訂正されている上、資格喪失日を同年4月30日とする処理が行われていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、複数の同僚についても、申立人と同様に、平成10年5月6日付けで、遡及して標準報酬月額の減額訂正処理及び資格喪失処理が行われていることが確認できる。

なお、A社に係る商業・法人登記簿謄本によると、上記処理日である平成10年5月6日において、同社は法人事業所であることが確認できることから、厚生年金保険法の適用事業所としての要件を満たしていたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、申立人に係る上記減額訂正処理及び資格喪失処理を行う合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の同社における資格喪失日を当該処理日である平成 10 年 5 月 6 日に訂正し、申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、9 年 4 月から同年 9 月までは 9 万 8,000 円、同年 10 月から 10 年 4 月までは 11 万 8,000 円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成22年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成22年4月1日から同年7月5日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間における給料支払明細書及び勤務表を提出するので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録並びに申立人から提出された申立期間における給料支払明細書及び勤務表により、申立人は、A社において、平成22年4月1日から継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、上記給料支払明細書において確認できる保険料控除額から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立て

どおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社B店における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成3年1月16日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、36万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年12月31日から3年1月16日まで
A社B店に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間においても同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社B店の元従業員の供述により、申立人は、申立期間においても同社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、申立人のA社B店における資格喪失日について、当初、平成3年1月16日と記録されていたところ、同社同店が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年1月31日より後の同年4月2日付けで、遡及して2年12月31日に訂正されており、複数の同僚についても、申立人と同様の訂正処理が行われていることが確認できる。

また、A社に係る商業・法人登記簿謄本によると、申立人の氏名は見当たらず、上記元従業員は、「申立人は自分と同じ営業職であった。」と回答していることから、申立人は、上記遡及訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、申立人に係る上記遡及訂正処理を行う合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人のA社B店における資格喪失日を、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成3年1月16日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る上記遡及訂正処理前のオンライン記録から、36万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年7月10日は20万円、17年7月11日は28万円、同年12月12日は21万円、18年12月15日は28万円、19年12月14日は25万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額（平成17年12月12日は2万1,000円、18年12月15日は2万8,000円、19年12月14日は2万5,000円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月10日
② 平成17年7月11日
③ 平成17年12月12日
④ 平成18年12月15日
⑤ 平成19年12月14日

A社に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無く、申立期間③、④及び⑤については、標準賞与額が実際の賞与額と相違している。申立期間の一部の賞与支払明細書及び預金通帳の写しを提出するので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与支払明細書及び預金通帳の写し並びに複数の同僚の賞与支払明細書により、申立人は、申立期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与支払明細書等において確認又は推認できる保険料控除額又は賞与額から、平成15年7月10日は20万円、17年7月11日は28万円、同年12月12日は21万円、18年12月15日は28万円、19年12月14日は25万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間①及び②に係る賞与額の届出を行っておらず、申立期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額（申立期間③は2万1,000円、申立期間④は2万8,000円、申立期間⑤は2万5,000円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を22万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年6月21日から14年8月30日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が11万8,000円と記録されているが、給与については30万円との雇用契約をしていたので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間に係る標準報酬月額について、22万円と記録されていたところ、平成14年5月9日付けで、遡って17万円に減額訂正されている上、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年8月30日より後の同年9月19日付けで、更に11万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

また、A社の事業主及び複数の従業員の標準報酬月額についても、申立人と同様に、遡って減額訂正されていることが確認できる。

さらに、A社に係る滞納処分票によると、同社は、平成13年3月分から厚生年金保険料を含む社会保険料の納付を延滞し、同年9月27日以降については保険料を納付できる状況ではなかったと認められる。

一方、A社に係る商業・法人登記簿謄本によると、役員欄に申立人の氏名は見当たらない上、複数の従業員は、申立人は社会保険に係る届出事務の権限が無かった旨回答していることから、申立人は、上記減額訂正処理に関与していないと判断される。

これらを総合的に判断すると、平成14年5月9日付け及び同年9月19日付けで行われた遡及減額訂正処理は事実上即時のものとは考え難く、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に届け

出た 22 万円に訂正することが必要である。

- 2 オンライン記録によると、申立期間のうち、平成 13 年 6 月から同年 9 月までの標準報酬月額について、当初、28 万円と記録されていたところ、同年 8 月 29 日付けで 22 万円に減額訂正されていることが確認できる。

しかし、上記減額訂正後の標準報酬月額（22 万円）は、平成 13 年 8 月 14 日付けで処理された同年の定時決定に係る標準報酬月額（22 万円）と一致していること、オンライン記録によると、申立人のほかに、同年 8 月 29 日付けで標準報酬月額を減額訂正された者は、申立人と同様に同年 6 月に被保険者資格を取得した一人しか確認することができず、当該者の減額訂正後の標準報酬月額についても、同年 8 月 14 日付けで処理された同年の定時決定に係る標準報酬月額と一致していること、及び上記滞納処分票によると、A社は同年 3 月分から保険料の納付を延滞しているが、同年 9 月 26 日までは遅延しながらも納付していたことが確認できることから、同年 8 月 29 日付けで行われた申立人に係る当該減額訂正処理については、事実上即したものであると判断される。

一方、申立人は、申立期間における給与は 30 万円であった旨主張しているところ、申立人から提出された事業主の署名押印がある「未払賃金状況（平成 13 年 12 月分～平成 15 年 7 月分）」によると、当該期間の賃金月額は 42 万 9,404 円と記載されていることから、申立期間のうち、平成 13 年 12 月から 14 年 7 月までの期間に係る報酬月額は 42 万 9,404 円であったことが確認できる。

しかし、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主は連絡先が不明である上、申立人も保険料控除を確認できる資料を保有していないことから、申立期間に係る保険料控除額及び申立期間のうち、平成 13 年 6 月から同年 11 月までの期間に係る報酬月額を確認することができない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 50 年 9 月までの期間及び平成 4 年 11 月から 5 年 7 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 50 年 9 月まで
② 平成 4 年 11 月から 5 年 7 月まで

私は、姉から勧められて昭和 50 年 10 月に自宅近くの区出張所で国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料 20 数万円を遡って納付した。また、申立期間②については、60 歳になってすぐに、区役所で加入手続を行い、保険料を納付していた。申立期間が国民年金の未加入期間とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、申立人の年金手帳により、昭和 50 年 10 月 29 日に任意加入の手続を行っていることが確認でき、当該期間は、国民年金の任意加入適用期間に係る未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

申立期間②については、申立人は、平成 4 年 * 月に 60 歳になってすぐに任意加入の手続を行ったとしているが、申立人の年金手帳及びオンライン記録により、5 年 8 月 18 日に任意加入の手続を行っていることが確認でき、当該期間は、国民年金の任意加入適用期間に係る未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東東京国民年金 事案 13806 (事案 10539 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 7 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 7 月から 61 年 3 月まで

前回の申立てで記録訂正が認められなかった申立期間の国民年金保険料については、私が納付したと説明していたが、当時、私はパート勤めで忙しくしていたため、同居していた母に頼んで保険料を納付してもらったことがあったことを思い出した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は、昭和 48 年 10 月以降は転居しておらず、同一の住所地において 69 か月もの長期間にわたり国民年金保険料の納付に係る事務処理に誤りがあったとは考え難いこと、申立人は当該期間の保険料額等に関する記憶が明確ではないことなどを理由として、既に年金記録確認 A 地方第三者委員会（当時）の決定に基づき、平成 23 年 4 月 13 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間当時に同居していた申立人の母親が、申立人に代わって申立人の国民年金保険料を納付していたこともあったことを思い出したとして、再度申立てを行っているが、申立期間の保険料を納付したこともあったとする母親から聴取することができないため、申立期間における保険料納付の状況が不明であるほか、申立人から新たな資料等の提出は無く、そのほかに年金記録確認 A 地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も認められないことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月から同年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月から同年 8 月まで
私は、昭和 55 年 4 月に会社を退職した後に国民年金保険料の納付書が送られてきたので、母からお金を借りて、申立期間の保険料を同年 8 月頃に市役所で一括納付した。申立期間が国民年金の未加入期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 55 年 8 月頃に申立期間の国民年金保険料を一括納付したとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、62 年 7 月 11 日付けの国民年金被保険者資格取得記録に係るオンライン記録の処理日から、同年 10 月頃に払い出されたと推認できるほか、申立期間は、国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は申立期間に係る国民年金の加入に伴う年金手帳を交付された記憶が無いとしており、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年5月から57年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年5月から57年12月まで

私は、30歳になった昭和57年頃に、母から国民年金の加入を勧められて市役所で加入手続を行った。その際に、市職員から、今なら国民年金保険料を10年前まで遡って納付することができるかと教えられ、数日後に金融機関で約100万円を一括で納付した覚えがある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和57年頃に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を10年前まで遡って納付したとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立期間に係る国民年金被保険者資格取得記録のオンライン記録の処理日から、60年3月頃に払い出されたと推認でき、同年同月時点では、申立期間の保険料は時効により納付することができない。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月まで

私の国民年金の加入手続きを行ってくれた母は、平成6年に亡くなる頃まで、私の国民年金保険料を納付してくれたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれたはずであるとしているが、申立期間の保険料を納付したとする母親から聴取することができない上、申立人は、母親が行ったとする加入手続き及び保険料納付に関する記憶は全く無いとしていることから、申立期間における加入手続き及び保険料納付の状況は不明である。

また、申立人は、申立期間当時に申立人と同居していた申立人の兄の国民年金保険料も母親が納付していたと思うとしており、兄の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人と連番で昭和39年1月に払い出されていることが確認できるどころ、申立期間の兄の保険料も未納である。

そのほか、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東東京厚生年金 事案 24619 (事案 21500 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年1月10日から7年1月10日まで
② 平成12年4月1日から同年8月1日まで

A社に勤務した期間のうちの申立期間①及びB社C工場に勤務した期間のうちの申立期間②について厚生年金保険の加入記録が無い旨第三者委員会に申し立てたところ、各申立期間における厚生年金保険料の控除が確認できる資料が見当たらないなどの理由により、記録訂正ができないとの通知があった。

しかしながら、申立期間①については、勤務期間の途中でA社の社長が厚生年金保険の加入を辞めさせることはないと思われるので、新たな資料の提出は無いが、再度調査して厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。また、申立期間②については、当該期間中に、D病院で診察を受けた記憶があり、B社C工場には、当初から長期アルバイトとして勤務していたことは確かなので、再度調査して厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについて、A社の人事担当者及び複数の元従業員の供述から、申立人は当該期間において、同社に勤務していたことは推認できるが、当該人事担当者は、申立人は、平成6年1月10日以降は、正社員ではなくアルバイトとして勤務していた記憶がある旨供述していること、同社から提出のあった「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」から、申立人は同社において、同年1月10日付けで被保険者資格を喪失していることが確認できること、同社から提出された社会保険料の増減内訳書から、申立人の厚生年金保険料が同年1月(資格喪失時)には減額していることが確認できることなどから、既に年金記録確認E地方第三者委員会(当時)の決定に基づき23年10月26日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、勤務期間の途中でA社の社長が厚生年金保険の

加入を辞めさせることはないと思われる旨主張している。

そこで、これまでの調査を再度確認、検討したが、A社の人事担当者は、申立人は、平成6年1月10日以降は正社員ではなくアルバイトとして勤務していた記憶がある旨供述している上、同社から、申立人が同年1月10日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したことが確認できる「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」が提出されているところ、申立人から、新たな資料の提出は無く、そのほかに申立人の主張を裏付ける資料や周辺事情も見当たらないことから、年金記録確認E地方第三者委員会の当初の決定を変更する必要は認められない。

申立期間②に係る申立てについて、B社から提出のあった個人別給与台帳から、勤務開始日は特定できないものの、ほぼ当該期間に勤務していたことが確認できるが、当該給与台帳から、当該期間に係る厚生年金保険料控除が確認できないこと、同社から提出のあった「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」から、申立人は平成12年8月1日付けで被保険者資格を取得したことが確認できること、厚生年金基金の加入員期間及び健康保険組合の被保険者期間は、同社C工場における厚生年金保険の被保険者期間と一致していることなどから、既に年金記録確認E地方第三者委員会の決定に基づき23年10月26日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、申立期間②の期間中にD病院で診察を受けた記憶があるので、B社C工場には、当初から長期アルバイトとして勤務し厚生年金保険に加入していたはずである旨主張している。

しかしながら、F会D病院は、同病院で保管する記録から、申立人は申立期間において同病院で診察を受けているものの、G健康保険組合の被保険者証で同院を受診した記録は、申立期間後の平成12年11月10日が初めてである旨回答しており、同病院から提出された同組合の健康保険被保険者証の写しには、申立人の同組合における被保険者資格取得日は、オンライン記録と同日の同年8月1日と記載されていることが確認できる。

また、H県I市役所に照会したところ、申立人は、申立期間②において、国民健康保険に加入していたことが確認できる。

さらに、改めてB社に、申立人の申立期間②における勤務状況について照会したところ、同社人事担当者は、当該期間において、申立人は、社会保険料控除欄が無い書式の個人別給与台帳で管理されていたことから、当該期間においては厚生年金保険に加入しない短期雇用のアルバイトとして勤務していたと思われる旨供述している。

このため、申立人が再申立ての理由としている事情は、年金記録確認E地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに同委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。

これらのことから、申立人が、厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 4 月

A社に勤務していた申立期間において、支給された賞与の記録が年金記録に反映されていないので、申立期間の標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社は、申立人が所属していた同社グループ内のA社においては4月に賞与は支給していない旨回答しているところ、申立人の賞与が振り込まれていたC社から提出された、平成15年1月から同年12月までの期間に係る普通預金元帳によると、申立期間に賞与が振り込まれていないことが確認できる。

また、D健康保険組合から提出された申立人に係る適用台帳によると、申立期間に係る標準賞与額の記録は確認できない。

このほか、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年6月11日から同年10月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が他の期間と比べると著しく低い。申立期間前後の記録と同様、41万円が妥当であると思われ、当時の所得税の確定申告書(控)等を提出するので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された昭和59年分、60年分及び61年分の所得税の確定申告書(控)によると、60年に申告された社会保険料控除額は、前後の年に比べ低額であることが確認できる上、申立人は、上記確定申告書(控)の社会保険料控除額には、配偶者の国民年金及び付加保険料が含まれているとしているところ、当委員会において申立期間の標準報酬月額を41万円として算出した60年1月から同年12月までの社会保険料額に同期間の配偶者の国民年金の保険料(付加保険料を含む。)を加算した金額は、上記60年分の所得税の確定申告書(控)で確認できる社会保険料控除額と大幅に相違する。

また、A社が加入するB企業年金基金から提出された申立人に係る厚生年金基金加入員資格取得届及び厚生年金基金加入員台帳によると、申立期間の標準給与月額は、厚生年金保険被保険者原票で確認できる標準報酬月額と一致していることが確認できる。

さらに、上記被保険者原票において、申立人の標準報酬月額が遡って訂正されるなどの不自然な記録は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

関東東京厚生年金 事案 24626 (事案 10924 及び 17764 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 8 月 1 日から 50 年 7 月 13 日まで

A 社 (現在は、B 社) における厚生年金保険の被保険者期間のうち、海外赴任していた昭和 47 年 10 月から 50 年 5 月までの標準報酬月額が実際に支給されていた給与より低くなっているため、記録を訂正してほしいと申し立てたが、保険料控除を確認することができない等の理由から認められないとの通知を受けた。

今回、新たに、昭和 47 年 8 月からの新基本給提示のメモ、給与からの諸控除明細書及び給与明細書 (昭和 50 年 5 月分から同年 7 月分まで) を提出するので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和 47 年 10 月から 50 年 5 月までの期間について、申立人はこれまでに 2 回申立てを行っているところ、1 回目の申立てについては、i) 申立人が所持する給与送金書により、当該期間当時、約 40 万円相当の給与が支給されていたことは確認できるが、厚生年金保険料を控除されていたことは確認できないこと、ii) 同時期に C 国 (当時) の現地法人に海外赴任していた申立人の元上司は、「給与は日本の本社からの送金ではなく、現地法人から支払われていた。海外赴任前に A 社から、日本における厚生年金保険を継続できるよう対応すると聞いたが、取扱いについては不明である。」と供述していること、iii) 同社に係る厚生年金保険被保険者原票に標準報酬月額の訂正が遡って行われた形跡は無いこと、iv) 同社は、「当該期間の賃金台帳等の資料を保管しておらず、海外赴任時における厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。」と回答していること等から、既に年金記録確認 D 地方第三者委員会 (当時) の決定に基づき、平成 22 年 7 月 28 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、2 回目の申立てについては、i) 申立人は、新たな資料として E 国年金保険者

連合の通知を提出しているところ、当該通知に「E国において申立人の年金保険料は支払われていない。」と記載されていることは確認できるが、当該通知により、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認することはできないこと、ii) 申立人は、2年以上も昇給していないことを考えても明らかに記録ミスである旨申し立てているが、申立人の元上司に係る厚生年金保険被保険者原票によると、同人がC国に赴任していた期間を含む6年9か月に及ぶ期間の標準報酬月額は一定であり、また、申立人に係る同原票における標準報酬月額の記載に不備が無いことから、記録ミスがあったとは言い難いこと、iii) 申立人は、オンライン記録にある8万円の報酬を日本において受領していない旨申し立てているが、B社は当時の賃金台帳等の資料を保管していないとしていることから、A社における海外赴任者の厚生年金保険の取扱いについて確認することができないこと等から、既に年金記録確認D地方第三者委員会の決定に基づき、平成23年6月8日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、新たな資料として、昭和47年8月からの新基本給提示のメモ、賞与からの諸控除明細書及び50年5月分から同年7月分までの給与明細書を提出し、申立期間の標準報酬月額を11万円として認めてほしいとしている。

しかしながら、B社は、上記の新たな資料について、「当時の資料が残されていないため、当社で発行されたものとは断定できない。」と回答している。

また、上記新基本給提示のメモについて、申立人は、昭和47年8月からの新基本給は10万5,750円であることを提示されたと主張しているが、年月日の記載が無いことから、いつの基本給であるかを確認することができない。

さらに、上記諸控除明細書について、申立人は、「昭和47年8月からC国に赴任するまでの3か月分の保険料（給与明細書の健保年金欄における6,080円の3か月分）を賞与から控除された。」と主張しているところ、当該諸控除明細書には「厚生年金保険料18,240」と記載されているが、健康保険料控除額の記載が無い上、年月日の記載も無いため、いつ控除された厚生年金保険料であるかを確認することができない。

なお、申立人に係る厚生年金保険被保険者原票によると、昭和47年10月13日から50年5月1日までの期間は健康保険法第62条該当とされていることから、当該期間における健康保険料は徴収されなかったものと考えられるところ、48年11月以降50年4月までの期間のうち、当該被保険者原票において確認できる標準報酬月額8万円を基に算出した6か月分の厚生年金保険料額は、上記諸控除明細書に記載されている1万8,240円と一致することが確認できる。

加えて、昭和50年5月分から同年7月分までの給与明細書によると、同年5月分及び同年7月分の給与明細書では健康保険料及び厚生年金保険料が控除されているが、同年6月分の給与明細書では控除されていないことが確認できるところ、当該給与明細書において確認できる2か月分の控除額は、申立人が帰国して健康保険法第62条に不該当となった同年5月1日から資格喪失日である同年7月13日までの2か月分の健康保険料及び厚生年金保険料であると推認され、当該控除額に見合う標準報酬月額は、オン

ライン記録の申立期間における標準報酬月額（8万円）と一致することが確認できる。

以上のことから、今回新たに提出された資料については、年金記録確認D地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、このほかに同委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。